



《会計・税務の知識》ふるさと納税制度について

はじめに

平成20年から導入されたふるさと納税制度についてご紹介します。この制度を利用すると、地方自治体への支援だけでなく、所得税・住民税の控除を受けることができ、さらに実質2,000円の負担で各地の特産品を受け取ることができます。

1. ふるさと納税制度とは

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定限度額まで、寄付した金額が所得税・住民税において全額控除される制度です。寄附をする先は、生まれ故郷でなくてもよく、複数の自治体に寄附をすることもできます。

2. 必要な手続

- ①寄附したい自治体を選択。
- ②寄附を行い、領収書をもらう。
- ③確定申告時に領収書を提出。

※確定申告をすることで、源泉徴収されるサラリーマンの方は還付を受け、自営業の方は税額控除を適用できます。

3. 所得税・住民税の控除額について

寄付した金額のうち2,000円を除く全額が所得税・住民税から控除できる限度額は、以下の通りです。

(単位:円)

給与収入	独身	夫婦	夫婦子1人 (高校生)
300万円	16,000	12,000	8,000
500万円	34,000	30,000	24,000
1,000万円	94,000	90,000	85,000
2,000万円	283,000	277,000	272,000
1億円	1,923,000	1,916,000	1,909,000

※1、給与所得者(サラリーマン)を想定。

※2、夫婦の場合、配偶者は専業主婦(扶養)を想定。
(総務省 HP 参照)

4. ふるさと納税の実績額

東日本大震災の影響で被災者を支援することに対する国民の意識が高まり、平成23年には前年比約10倍も寄附額が増加しました。また、都道府県別

で見ると、東京都、神奈川県、大阪府の順番で寄附をする人が多く、都会の人が地方の自治体に寄附をしているという傾向にあります。

下記表がふるさと納税の実績となっています。

(単位:人、千円)

	適用者	寄付金額	控除額
平成20年	33,149	7,259,958	1,891,669
平成21年	33,104	6,553,183	1,805,457
平成22年	33,458	6,708,590	2,043,318
平成23年	741,677	64,914,901	21,017,144
平成24年	106,446	13,011,278	4,526,323

(総務省 HP 参照)

5. ふるさと納税の特典

各自治体が定めた金額以上の寄附を行うと各自治体の特産品をもらうことができます。また、自分の好みの特産品を選択することができ、さらに地域ならではの体験ツアーに参加することもできます。10,000円以上を寄附するともらうことができる人気の特産品は、以下の通りです。

自治体	特産品
北海道上士幌町	かみしほろ和牛、はちみつ
山形県鮭川村	鮭、バラ風呂セット
茨城県石岡市	純米酒、お米
山梨県甲州市	ぶどう、ワイン
愛知県岩倉市	名古屋コーチン、グラス
岐阜県各務原市	花火大会観覧席、飛騨牛
兵庫県淡路市	淡路ビール、お線香
高知県香美市	くじらナイフ、ゆずづくしセット
長崎県平戸市	岩牡蠣、平戸地魚詰合せ
宮崎県日向市	マンゴー、宮崎地鶏

※各自治体の特産品を一部抜粋しています。実際には、より多くの特産品から選択することができます。

結び

ふるさと納税を通じて各地方自治体に関心を持つ機会が増え、足を運ぶきっかけとなり、地方の活性化につながることを期待されます。詳しくは寄附をお考えの自治体にお問い合わせください。

(担当:高瀬)